



厚生労働省

北海道労働局発表

平成26年12月26日

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

北海道内における賃金不払残業の是正結果

～平成25年度は約2億3,000万円～

厚生労働省北海道労働局（局長 ^は ^け ^た ^ま ^も ^る 羽毛田 守）においては、平成25年4月から平成26年3月までの1年間に、全道の労働基準監督署（17署（1支署を含む。））が事業場に対して監督指導を実施した結果、時間外労働（残業）等に対する割増賃金の支払いについて、労働基準法違反として是正を指導した事案（1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案）を取りまとめました。

厚生労働省北海道労働局としては、引き続き、賃金不払残業の解消や長時間労働の抑制などの過重労働解消に向けた取組を推進していきます。

平成25年度の是正支払額	2億3,041万円
是正企業数	48社
対象労働者数	2,013人
1企業平均額	480万円
1労働者当たりの平均額	11万円

相談や情報提供の窓口

- 1 労働基準監督署または北海道労働局
(開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15)
- 2 労働条件相談ホットライン【委託事業】
本年 9 月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。
フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0
月・火・木・金 17 : 00 ~ 22 : 00、土・日 10 : 00 ~ 17 : 00
URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>
- 3 労働基準関係情報メール窓口
労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。
URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

1 平成25年度 100万円以上の割増賃金の是正支払事案の状況

(業種別)

業種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)	1企業平均額 (万円)	1労働者平均額 (万円)
製造業	9	133	2,835	315	21
鉱業					
建設業	7	218	2,783	398	13
運輸交通業	5	107	1,672	334	16
貨物取扱業					
農林業					
畜産・水産業					
商業	14	1,221	13,024	930	11
金融・広告業	1	10	142	142	14
映画・演劇業					
通信業					
教育・研究業	1	57	134	134	2
保健衛生業	6	125	920	153	7
接客娯楽業	5	142	1,531	306	11
清掃・と畜業					
官公署					
その他の事業					
計	48	2,013	23,041	480	11

(規模別)

企業規模別(人)	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)	1企業平均額 (万円)	1労働者平均額 (万円)
1~29	7	34	1,298	185	38
30~99	20	297	5,707	285	19
100~299	9	418	2,252	250	5
300~999	6	153	2,443	407	16
1000~4999	4	926	6,377	1,594	7
5000~	2	185	4,964	2,482	27
計	48	2,013	23,041	480	11

(注) 対象事案は、平成25年4月から平成26年3月までの間に、定期監督及び申告監督において割増賃金の不払に係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の是正支払いがなされたもの。(平均値は、四捨五入している。)

2 過去5年度における100万円以上の割増賃金の是正支払事案の状況

年度	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)	1企業平均支払額 (万円)	1人平均支払額 (万円)
21年度	46	1,564	14,206	309	9
22年度	47	2,430	30,908	658	13
23年度	34	1,059	9,273	273	9
24年度	59	3,320	23,005	390	7
25年度	48	2,013	23,041	480	11
合計	234	10,386	100,433	429	10

賃金不払残業の解消のための取組事例について

業種：商業

賃金不払残業の状況

会社は、使用者からの「残業指示書」と労働者からの「始業・終業時間報告書」により労働時間を把握する方法を採用していたが、実際には使用者からの「残業指示書」どおりの労働時間しか報告できないようになっていた。結果的に、毎月平均1人当たり30時間程度の賃金不払残業が認められた。

監督署の指導内容

監督署は、確認した賃金不払残業については是正を勧告するとともに、事業主に対し、次の事項について指導した。

労働時間管理の問題点の原因分析、具体的な改善方法、改善状況の報告

賃金不払残業についての実態調査の実施、その存在が明らかになった場合の法令に基づく割増賃金の支払

36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の適切な運用

管理者を含めた過重労働対策

長時間労働者の医師の面接指導制度の体制整備等

企業が実施した解消策

トップによる全社員に向けた賃金不払残業を行わないというメッセージの発信

管理者を含めた労働者に対する、労働時間管理の重要性に関する研修の実施

本社による、労働時間管理に関する定期的な実態調査の実施

不適切な労働時間管理に対するペナルティの実施

長時間労働を防ぐための具体的な業務の改善

労働者増員のための求人